

高知県特定地域づくり事業推進アドバイザー制度実施要領

(目的)

第1条 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）」に基づく、特定地域づくり事業協同組合（以下、組合という）の設立の促進及び運営を支援するため、以下の支援を行うことを目的とする。

(1) 組合設立に意欲的な市町村に対する支援

組合設立に意欲的な市町村に対し、専門的知識や豊かな経験を有するアドバイザーを派遣し、組合設立に向けた地域での調整や事業構想にかかる指導・助言等を行う。

(2) 組合に対する支援

組合に対し、人材募集や経営等に精通する者をアドバイザーとして派遣し、人材の確保や運営の効率化などにかかる指導・助言等を行う。

(アドバイザーの区分及び業務)

第2条 アドバイザーの区分及び業務は、以下のとおりとする。

(1) 事業推進アドバイザー

中山間地域の活性化や事業経営等に関する知見を有し、前条第1号の目的に照らし合わせて、適当と認められる有識者とし、事業構想や計画づくりをはじめ、組合の設立申請や事業認定の手続きに関し、地域の資源や特性等を考慮しながら、関係者の調整や指導・助言等を行うものとする。

(2) 実践活動アドバイザー

前号を除き、前条の目的及び業務内容に照らし合わせて、適当と認められる者とし、組合の設立及び運営に必要な指導・助言、事例紹介、研修会等の講師等を行うものとする。

(指導・助言等の実施時期)

第3条 指導・助言等の実施時期は、派遣の決定がなされた日から同年度の3月末日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）とする。

(派遣等の回数)

第4条 アドバイザーの派遣等回数は、原則として1市町村または1組合あたり5回を限度とする（複数のアドバイザーを同時に派遣等する場合は、それぞれ1回と数えるものとする。）。ただし、これにより難しい場合は、別途協議するものとする。

(アドバイザーへの報償費)

第5条 アドバイザーの報償費は、別表1に定める謝金の額と、県の旅費規程に基づき算定した旅費相当額と併せて支払うものとする。ただし、この金額により難しい場合は、別途協議するものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、派遣等により知り得た市町村又は関係団体等に関する情報について、公にされている事項を除き他に漏らしてはならない。

(結果の報告)

第7条 第2条に掲げるアドバイザーについては、事業終了後、任意様式によるアドバイザー実績報告書を中山間地域対策課に提出するものとする。ただし、第2条第2号のうち事例紹介、研修会等の講師等の場合は、この限りではない。

2 実績報告書はアドバイザー派遣等終了後、原則として、15日以内に提出するものとする。

(謝金の支払い)

第8条 中山間地域対策課長は、前条に規定する実績報告書を受理したうえで、アドバイザーに対して報償費を支払うものとする。

(情報の開示)

第9条 派遣等を受けた団体等について、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく、開示請求があった場合には、同条例第6条第1項各号に規定する情報以外の情報は、原則として開示する。

2 アドバイザー派遣等を通じて県が知り得た情報は、市町村又は関係団体等の許可なく当該事業の実施以外の用途に使用しないものとする。

(その他)

第10条 その他、この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月3日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

区分	謝金	備考
(1) 事業推進アドバイザー	・ 現地参加 1 回あたり 5 万円以内 ・ オンライン参加 1 回あたり 3 万円以内 (※)	※ 現地参加の場合と同程度の作業負担（例：収支シミュレーション作成等）を伴い、かつ 2 時間以上となるものについては、5 万円以内とする
(2) 実践活動アドバイザー	・ 現地参加 1 回あたり 3 万円以内 ・ オンライン参加 1 回あたり 1 万円以内 (※)	※ 現地参加の場合と同程度の作業負担（例：収支シミュレーション作成等）を伴い、かつ 2 時間以上となるものについては、3 万円以内とする
② 協同組合の代表者等	1 回あたり 1 万円以内	